

令和8年度「地域共創による高校生の探究的な学び推進事業」
探究ポータルサイト構築に係る業務委託プロポーザル方式募集要領

1 業務名

令和8年度「地域共創による高校生の探究的な学び推進事業」
探究ポータルサイト構築に係る業務委託

2 業務概要

福島県内の探究学習に関わる情報をポータルサイトに集約することで、各学校が探究学習、特に地域課題学習活動を展開する際の有効なツールとする。各学校の取組についてもポータルサイトを通じて発信を行い、学校間及び地域人材、自治体、企業等との連携・協働する契機を得られるプラットフォームとしての活用に資する。サイトは小中学校が活用することも想定し、地域内の交流を促す契機にすることを目的とする。

3 業務仕様

別紙「令和8年度「地域共創による高校生の探究的な学び推進事業」探究ポータルサイト構築に係る業務委託仕様書（プロポーザル用）」のとおり

4 見積限度額

4,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加資格

企画提案書を提出する者（以下「提出者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は次のとおりとする。

- (1) 本事業の目的に沿った企画等を実施できる法人格を持つ団体であること。
- (2) 常に県との連絡調整や打合せができる体制を整えておける者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (7) 国税及び県税を滞納している者でないこと。
 - (8) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
 - (9) プロポーザル実施日前3年間における団体の事業等において、刑法等の法令に違反して処罰等を受けていないこと。
 - (10) 関係法令の手續等を遵守していること。
 - (11) 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
 - (12) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

6 実施のスケジュール

項目	日程
募集開始	令和8年2月24日(火)
質問受付	令和8年2月24日(火)～3月2日(月)15時まで
プロポーザル参加申込期間	令和8年3月6日(金)15時まで
企画提案書提出期間	令和8年3月13日(金)17時まで
書面審査(1次審査)の実施及び結果の通知	令和8年3月18日(水)
選定委員会(2次審査)の実施	令和8年3月26日(木)
選定委員会結果通知	令和8年3月30日(月)頃
仕様書協議、見積依頼	令和8年4月1日(水)～4月30日(木)
契約	令和8年5月1日(金)以降

7 手続きに関する事項

(1) 質問等の受付

本募集に関し質問がある場合は、以下により、プロポーザル方式募集要領等に関する質問書〔様式1〕を提出すること。

ア 受付期間

「6 実施のスケジュール」のとおり

イ 提出方法

「1.1 企画提案書等の提出先・問い合わせ先」へ、メールで提出すること。また、メールの件名は「【プロポーザル方式質問書】令和8年度「地域共創による高校生の探究的な学び推進事業」探究ポータルサイト構築に係る業務委託」とすること。なお、電話による質問の受付は行わない。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、高校教育課ホームページに随時掲載して回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に関わるものについては、質問者にのみ回答する。

(2) 参加申込書等の提出

プロポーザル参加希望業者は、以下により、関係書類を提出すること。

ア 提出期限

「6 実施のスケジュール」のとおり

イ 提出方法

「1 1 企画提案書等の提出先・問い合わせ先」へ電話連絡の上、郵送又は持参にて提出すること。

また、封筒に「【プロポーザル方式参加申込書 在中】令和8年度「地域共創による高校生の探究的な学び推進事業」探究ポータルサイト構築に係る業務委託」と朱書のうえ、簡易書留等配達記録の記録が残る方法とすること。

ウ 提出書類

- ① 令和8年度「地域共創による高校生の探究的な学び推進事業」探究ポータルサイト構築に係る業務委託プロポーザル方式参加申込書〔様式2〕
- ② 納税証明書（国税（その3の3））
- ③ 納税証明書（県税（一般）・ただし、福島県税が課税されている場合）
- ④ 会社概要〔任意様式、会社概要パンフレットでも可〕
- ⑤ 法人登記簿の写しまたは全部事項証明書（登記簿）謄本（申請受付日の3ヶ月以内のもの。）
- ⑥ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書〔様式3〕

エ 結果通知

高校教育課において参加申込書の内容及び参加資格要件の適否を確認し、その結果を参加希望業者へ通知する。

8 企画提案書の提出

プロポーザル参加希望業者は、以下により、企画提案書を提出すること。

(1) 提出期限

「6 実施のスケジュール」のとおり

(2) 提出方法

「1 1 企画提案書等の提出先・問い合わせ先」へ持参又は郵送で提出すること。

※持参による提出の受付時間は、以下のとおり。

月曜日～金曜日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の8時30分～17時00分。

※郵送による提出は、電話連絡の上、封筒に「令和8年度「地域共創による高校生の探究的な学び推進事業」探究ポータルサイト構築に係る業務委託企画提案書等在中」の旨を朱書きし、簡易書留等配達記録の記録が残る方法とすること。

(3) 提出書類

次の書類を7部提出すること。

ア 企画提案書

- 企画提案書には、以下の項目について記載すること。
 - ① 実施方針
 - ② 構築するWEBサイトの内容について具体的に記載すること。
 - ③ サイトを活用した地域人材と学校のマッチング方法について具体的に記載すること。
 - ④ 各学校等が編集権限を行使できる方法について具体的に記載すること。
 - ⑤ 工程表について、事業実施にかかるスケジュールを明確に示すこと。
 - ⑥ 本要領に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について実績を記載すること。
- 任意様式とする。但し、日本工業規格A4判10ページ以内（表紙除く）とする。

イ 事業経費積算書（任意様式。但し、日本工業規格A4版とする。）

- WEBサイト構築に係る費用の内訳を記載すること。

ウ 業務実施体制書〔任意様式〕

- 主任担当者及び人員について記載すること。また、提携している他団体の人員配置がある場合は、記載すること。

(4) 留意事項

ア 失格又は無効となる場合

- 提出者が上記5に定める参加資格を満たしていない場合。
- 企画提案書の経費積算額が、上記4に定める見積限度額を超える場合。
- 同一の者が二つ以上の提案書を提出した場合。
- 提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。
なお、提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等を無とした場合、簡易書留等による配達記録の有さない者からの異議は受け付けない。
- 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- 提案書等の提出から契約までの間に、提案書で提示した業務実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く。
- その他、担当者が予め指示した事項に違反した場合

イ その他

- 提出者は、複数の企画提案書を提出することはできない。
- 一度提出された書類の変更・差替は、軽微な変更を除き原則として認められない。
- 企画提案に要する費用は、提出者の負担とする。
- 提出された書類は返却しない。
- 提出された書類は、委託候補者の選定作業以外には使用しない。
- 提出された書類の記載内容等を確認するため、提出者等に問合せることがある。
- 企画提案書提出後に辞退する際は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- 提出された書類及び添付書類は、情報公開の請求により開示することがある。

9 企画提案書の評価基準、審査方法

(1) 評価基準

評価項目		評価の視点	配点
業務遂行			
能力等	業務体制	業務を実施する上で十分な体制であるか。	10点
	スケジュール	業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。	10点
	業務実績	本要領に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について受注実績があるか。	10点
企画提案			
内容	実施方針 (業務理解)	本事業の目的や業務内容を理解しているか。	10点
	企画提案 (企画性①)	構築するWEBサイトの内容について、内容などが具体的に提案されているか。	10点
	企画提案 (企画性②)	サイトを活用した地域人材と学校のマッチング方法について、内容などが具体的に提案されているか。	10点
	企画提案 (企画性③)	各学校等が編集権限を行使できる方法について、支援方法などが具体的に提案されているか。	10点
	企画提案 (独創性)	仕様書に記載されていない活用可能な優れた提案があるか。	20点
	業務経費	業務経費は適正であるか。	10点
			計100点

(2) 審査方法

ア 書面審査（1次審査）

期限までに提出のあった企画提案書等について書面審査を行い、2次審査対象者（上位3社程度）を選定する。

ただし、各社から参加表明書の提出を受け、参加資格確認の結果、参加者が3社程度の場合は、書面審査（1次審査）の実施を省略し、下記イの2次審査へ移行するものとする。

① 書面審査（1次審査）の実施及び結果の通知 「6 実施のスケジュール」のとおり

イ 選定委員会（2次審査）の実施

高校教育課が選定した審査委員によるヒアリング審査により、1次審査で選定された対象者から、本業務に最も優れた提案者を選定する。

① 開催日 「6 実施のスケジュール」のとおり

② 開催場所 Zoom ミーティングによる。

※ 開始時刻、ミーティング ID 等は、別途参加者あてに通知する。

③ 方法

- ・ 企画提案書及び事業経費積算書について参加者は10分以内で説明し、審査委員から質疑を5分以内で行う。
- ・ 選定委員会は、公開しない。

(3) 委託候補者の決定

- ア 選定委員会の審査結果に基づき、第1順位の委託候補者を決定する。
- イ 審査結果は、委託候補者を決定後、各提案者に郵送により書面で通知する。
- ウ 第1順位の委託候補者が契約締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

(4) 結果の公表

選定結果通知日翌日以降に、業務委託予定者の名称を福島県ホームページに公表する。

10 契約等に関する事項

(1) 仕様書の協議等

本業務の業務委託仕様書は、別紙「令和8年度「地域共創による高校生の探究的な学び推進事業」探究ポータルサイト構築に係る業務委託仕様書」を基本として、委託候補者が提出した企画提案書等を踏まえ作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。
なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

(3) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とする場合がある。

(4) 契約書

福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続により、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(5) 契約保証金について

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(6) 契約に関する条件等

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。

(7) 関係書類の整備

受託者は委託業務に係る会計関係帳簿等の本業務に係る書類を5年間保存すること。

(8) その他

本事業は、地域未来交付金を活用して実施するため、契約等の手続きは同交付金の交付決定後に行う。

なお、同交付金が交付されない場合、または、福島県議会により令和8年度予算が議決されない場合には、事業内容を見直すことや事業を実施しないことがある。

また、このことに伴い損害等が生じた場合でも、県はその損害等に対し一切責任を負わない。

1 1 企画提案書等の提出先・問い合わせ先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

福島県教育庁高校教育課（担当：鈴木）

TEL：024-521-7772 FAX：024-521-7973

E-mail：k.koukouyouiku@pref.fukushima.lg.jp

令和 8 年度「地域共創による高校生の探究的な学び推進事業」
探究ポータルサイト構築に係る業務委託仕様書
(プロポーザル用)

1 委託業務の名称

令和 8 年度「地域共創による高校生の探究的な学び推進事業」
探究ポータルサイト構築業務委託 (WEB サイト構築)

2 委託業務の目的

福島県内の探究学習に関わる情報をポータルサイトに集約することで、各学校が探究学習、特に地域課題学習活動を展開する際の有効なツールとする。各学校の取組についてもポータルサイトを通じて発信を行い、学校間及び地域人材、自治体、企業等との連携・協働する契機を得られるプラットフォームとしての活用に資する。サイトは小中学校が活用することも想定し、地域内の交流を促す契機にする。

サイトでは地域課題探究学習に係る地域人材を紹介し、学校(生徒・教員)とのマッチングの効率化と最適化を図り、地域と学校の協働・共創による教育活動を推進する。

地域に関わる仕事に携わる地域人材、起業を行う大学生等若手人材に関する ICT 教材(動画やテキスト等のコンテンツ)を制作し、搭載することにより、高校生各自の探究学習において、時間や場所の制限がなく、いつでも利用できるようにする。

また、各校の取組実践についても情報を積極的に発信してもらい、双方向のやり取りを効率的に促進する。

本仕様書は、探究ポータルサイト構築及び運營業務(以下「本業務」という。)の内容及び受託者が本業務の履行において、円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を示したものであり、受託者は本仕様書に定める事項を十分理解した上で本業務を確実に履行しなければならない。

3 想定する視聴者及び対象ユーザー

県内の高等学校の教員・生徒。(授業での活用を想定)

自治体、企業等、その他、一般県民。(探究の情報発信を想定)

その他、大学関係者、県内小中学校の教員児童生徒、地域の方。

4 委託期間

委託契約締結の日から令和 9 年 1 月 30 日(金)までの期間

5 委託業務の内容

(1) 地域人材及び学校毎の取組等が一覧できる WEB サイト「ふくしま探究の種」(仮)の構築

ア 県内 7 地区(県北、県中、県南、会津、南会津、いわき、相双)における地域毎の地域人材、若手人材の紹介コンテンツ作成

作成にあたっては、福島県教育委員会が所有する「地域人材ネットワークバンク」から搭載許可を得

た上で、随時搭載する。

イ 県内の中学校・高校の探究学習の紹介コンテンツ好事例作成

ウ 各校が探究学習に資する情報（コンテスト等）をアップできるフォームの作成

エ 各校の探究学習の発表会やイベントを紹介するコンテンツ作成

参考URL：「ふくしま探究の種」

<https://sites.google.com/fcs.ed.jp/koukouseitankyuunomado/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0/%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E4%BA%BA%E6%9D%90%E7%AD%89ict%E6%95%99%E6%9D%90>

6 業務要件

上記5を受け、次のとおりとする。

(1) 探究ポータルサイト構築業務（搭載コンテンツ一覧）

ア 各地区における地域人材・若手人材の紹介情報（テキスト、動画形式）

イ 各地区にある学校の情報（基本情報、探究学習に係る情報、note へのリンク等）を閲覧することができる機能の提供

ウ 各地区の歴史や文化、産業、観光、企業等の情報へアクセスすることができるリンクの提供

エ 探究学習についての学習支援ツールへのリンクの提供

オ 探究学習の発表会やイベントを閲覧することができる機能の提供及び気軽に登録できるサービスの提供

カ 学校や自治体、企業等が相互につながるることができる機能の提供

キ キーワードによる検索機能

ク 探究学習に係るイベント情報等のお知らせ機能

ケ 各学校が自校の取組や探究発表の告知等を投稿するために編集権限を行使できるログインボタンの設定

(2) 探究ポータルサイトの編集権限機能

ア 本システムは、特定のユーザーのみに編集権限を付与し、ポータルサイト内のコンテンツを安全に管理・更新できるようにすることを目的とする。

イ ユーザー区分（ロール名と説明）

管理者（Admin）	ユーザー管理・全コンテンツ編集が可能
編集者（Editor）	指定されたコンテンツの編集が可能
一般ユーザー（Guest）	閲覧のみ

ウ 権限一覧

(ア) 利用者別権限

機能	管理者	編集者	一般	
ログイン	○	○	×	
記事作成	○	○※	×	
記事編集	○	○※	×	※自分の範囲のみ(学校教員)
記事削除	○	×	×	
公開／非公開切替	○	○	×	
ユーザー管理	○	×	×	

(イ) ログイン仕様

ログイン方法：メールアドレス＋パスワード

認証失敗時：エラーメッセージを表示

未ログイン状態でアクセスした場合：一般閲覧者画面へ遷移

(ロ) 編集可能範囲の定義

編集者は、管理者が割り当てたカテゴリ／ページのみ編集可能。自身に権限のないコンテンツは一覧・編集画面に表示されない。URL 直打ちによる不正編集はサーバー側で拒否する

(ハ) 画面・UI の挙動

ログイン後、管理画面 (/admin) へ遷移。権限に応じてメニュー表示を切り替える。

管理者：ユーザー管理メニュー表示。編集者：編集メニューのみ表示。

7 機能要件

(1) 探究ポータルサイト構築業務

ア アカウント管理ができること

イ 学校だけでなく、積極的に地元企業の参画を可能とし、各機能を活用するために必要な運用支援システムを具備すること。また、福島県教育委員会の基幹システムとの連携を想定した機能とすること。

※ 参考 県探究サイト

「ふくしま探究の種」…県教委委託事業者作成の探究・地域人材紹介サイト

「ふくしま探究の窓」…県教委作成の高校教育課の探究関連の WEB ページ

<https://sites.google.com/fcs.ed.jp/koukouseitankyuunomado>

ウ デザインの配置や操作が利用者にとって簡単で分かりやすいこと。

エ 各種ログの閲覧及びコンテンツの管理ができること。

8 構築要件

(1) システム動作要件

ア システムの構築形態は、受託者が最適な構成を提案すること。ただし、スマートフォンでの閲覧・利用を可能とすること。

(2) 構築システム

ア 運用支援システム

システム全般を円滑に運用できるよう、管理者権限による各種設定、ユーザー管理やサービス利用状況等、各種情報の確認や補正ができること。

9 クライアント動作要件

WEB サイト、またはスマートフォンアプリを利用するシステムは下記のOS、ブラウザで動作すること。

OS	ブラウザ
Microsoft Windows 最新から1世代前まで	Google Chrome 最新版 Microsoft Edge 最新版
Mac OS 最新から2世代前まで	Google Chrome 最新版 Microsoft Edge 最新版 Safari 最新版
Android 最新から2世代前まで	Google Chrome 最新版
iOS 最新から2世代前まで	Safari 最新版

10 運用サポート

(1) マニュアルの作成

WEB サイト活用についての補助資料等のマニュアルを作成する。

(2) サポート体制

使用方法、操作方法等、利用者からの問合せに対し、電話又はメールによるサポートを行い、要望に応じて柔軟に対応すること。(原則午前9時から午後5時とする。(週休日及び休日を除く。)) また、使用上の不具合、システム上のトラブルについての問合せも受託者が対応すること。

(3) 学校代表者からの問合せに限定せず、教員なら誰でも問合せできる体制とする。また、各学校からよくある問合せ内容及びその回答をまとめ、Q&Aを作成するとともに、不具合が発生した際は、速やかに対応する。

(4) システムへ接続するための通信回線は受託者自身が別途で準備すること。

(5) 仕様変更及び追加機能

仕様変更や機能追加が発生した場合、委託者と協議の上で業務を決定し、施行すること。

11 成果品

成果品は構築済のWEB サイトに替える。

12 業務の適正な実施に関する事項

(1) 受託者は、業務上知り得た事項について守秘義務を負うものとする。また、本業務終了後も同様とする。

(2) 本業務に関し、受託者が本県から受領又は閲覧した資料等は、本県の了解なく公表又は使用してはならない。

(3) 個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律に準じて取り扱うこととし、受託者は、

本業務を履行する上で、個人情報扱う場合は個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。

- (4) 提供されるデジタルコンテンツ等は、他者の所有権や著作権、肖像権等を侵すものでないこと。
- (5) 本業務に関する新規作成物については、教育委員会に帰属するものとする。ただし、受託者保有の既存著作物については権利を留保するものとし、この場合、教育委員会は使用許諾を与えられたものとする。
- (6) 本業務は「地域共創による高校生の探究的な学び推進事業」地域探究コーディネーター業務委託事業との連携を図るものとし、人材の掲載について、事前に使用許諾を得たうえで個人情報の保護に関する法律に準じて共有を行うこと。

1.3 その他

- (1) 契約締結後、速やかに整備スケジュールを作成し、県へ提出すること。なお、当該スケジュール及びスケジュールに基づく整備作業の詳細については、別途協議すること。
- (2) その他本仕様書に記載のない事項で必要な事項については、県と受託者が協議の上、決定するものとする。